

人権擁護委員とその活動を紹介します

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

様々な経歴を持った人権擁護委員が、その経験を活かして、地域のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

また、「人権を侵害された」などの申告があった場合、事案に応じて、法務局の職員と協力して事実関係を調査し、被害者の救済のため、最善の方法と一緒に考えます。

●人権問題に関する窓口について

相談は無料で、秘密は厳守されます。

▷常設相談

広島法務局人権擁護部
 広島市中区上八丁堀6番30号
 広島県合同庁舎3号館4階
 月～金曜日 8:30～17:15
 (祝日、年末年始を除く)

▷電話による相談

月～金曜日 8:30～17:15
 (祝日、年末年始を除く)

相談内容	電話番号
人権に関わる問題について	みんなの人権110番 ☎0570-003-110
DV、セクハラなどの女性の人権について	女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
いじめ、虐待など子どもの人権について	子どもの人権110番 ☎0120-007-110

●町の人権擁護委員 (敬称略)

荒谷直美 (川角) 大野都弥子 (川角)
 梶山孝之 (平谷) 片川光 (呉地)
 竹森由美子 (出来庭) 東都茂江 (新宮)

●外国語による人権相談

(Human Rights Counselling for Foreigners)

外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911
 月～金曜日 9:00～17:00
 (祝日、年末年始を除く)

Weekdays 9:00 through 17:00
 (Closed on public holidays and
 December 29th through January 3rd)

▷対応言語 (Supported languages)

英語 (English)、中国語 (Chinese)、韓国語 (Korean)、フィリピン語 (Filipino)、ポルトガル語 (Portuguese)、ベトナム語 (Vietnamese)、ネパール語 (Nepali)、スペイン語 (Spanish)、インドネシア語 (Indonesian)、タイ語 (Thai)

◎インターネットによる相談も受け付けています。

インターネット人権相談受付窓口

【https://www.jinken.go.jp/】



◀インターネットによる相談窓口はこちら

(生活環境課)

令和5年度補助犬給付のお知らせ

広島県では、身体障害者の社会活動の参加を促進するため、補助犬給付事業を行っています。

次の①～⑤の全てに当てはまる人

- ①県内 (広島市を除く) に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の人
- ②身体障害者手帳1級または2級の人
 ※盲導犬は視覚障害、聴導犬は聴覚障害、介助犬は肢体不自由の認定が必要です。
- ③就労など (就労見込みを含む) により、社会活動の参加に効果があると認められる人
- ④補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
- ⑤自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、補助犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること

【盲導犬について】

社会福祉課または社会福祉協議会の窓口においてある申請書を記入し、社会福祉課に提出してください。

【聴導犬・介助犬について】

広島ハーネスの会に問い合わせください。

【盲導犬について】

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会事務局 ☎229-2320

【聴導犬・介助犬について】

広島ハーネスの会 ☎961-6476

(社会福祉課)

国民健康保険税の納税通知書・後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します

国民健康保険税

令和5年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主 (納税義務者) あてに送付します。

■令和5年度の税率

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	6.70%	1.99%	1.85%
均等割	30,100円	9,000円	10,000円
平等割	22,200円	6,600円	6,800円
課税限度額 (1世帯当たり)	650,000円	220,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満の人が対象

非自発的失業者などの軽減についての相談

倒産、解雇、雇い止めなど自己都合ではない理由による65歳未満の退職者は、国民健康保険税が軽減されます。詳しくは税務住民課まで相談ください。
 税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

後期高齢者医療保険料

令和5年度後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。

■令和5年度年間保険料 (限度額66万円)

均等割額 + 所得割額
 45,840円 + 所得割率8.67%

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
 広島県後期高齢者医療広域連合 ☎502-3010

令和5年度 原爆被爆者定期健康診断 (第1回) のご案内

被爆者の定期健診を次のとおり行います。受診希望の人は、次の医療機関に被爆者健康手帳などを持参のうえ受診してください。(受診は任意です)

7月1日(土)～31日(月)

被爆者健康手帳を持っている人
 (受診対象者には別途通知しています)

▷医療機関

大瀬戸内科 (出来庭二丁目18番11号)
 片山医院※午前中のみ (要予約)
 (出来庭九丁目2番18号)

梶山医院 (貴船18番16号)

※各医療機関の診察日、受付時間を確認して受診してください。

社会福祉課 ☎820-5635

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。(更新手続きは不要です)

なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

手帳の種類	対象者
身体障害者手帳	1、2、3級所持者
療育手帳	Ⓐ・A・Ⓑ

▷利用者負担
 1 医療機関につき、1日200円 (通院月4日、入院月14日まで)

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

社会福祉課 ☎820-5635

国民健康保険・後期高齢者医療保険「被保険者証」・「限度額適用認定証等」更新のお知らせ

被保険者証

新しい被保険者証を7月下旬に送付します。

限度額適用認定証等

現在発行している認定証の有効期限は7月31日(月)です。

国民健康保険

8月1日(火)以降も必要な場合、申請が必要です。

後期高齢者医療保険

引き続き該当する人は、被保険者証に同封しています。新規交付希望者は申請が必要です。

本人確認書類

税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

国民年金保険料の免除制度のお知らせ

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除になります。

- ▷全額免除制度・保険料全額が免除
- ▷一部免除制度・保険料の一部が免除

【令和5年度の場合】※免除後の納付額は次のとおり

免除割合	4分の3	2分の1	4分の1
納付額	4,130円	8,260円	12,390円

税務住民課保険年金グループ ☎820-5604
 広島南年金事務所 ☎253-7710